

第444回（臨時）福崎町議会会議録

平成24年5月25日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成24年5月25日、第444回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員

15名

1番	北山孝彦	9番	宮内富夫
2番	牛尾雅一	10番	釜坂道弘
3番	石野光市	11番	東森修一
4番	小林博	12番	富田昭市
5番	志水正幸	13番	城谷英之
6番	福永繁一	14番	吉識定和
7番	前川裕量	16番	松岡秀人
8番	難波靖通		

1. 欠席議員

1名

15番 高井國年

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 吉識功二

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	住 民 生 活 課 長	松岡英二
まちづくり課長	豊國明仁	産 業 課 長	近藤博之
下水道課長	井上茂樹	水 道 課 長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案上程・提案説明  
第 5 質疑  
第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案上程・提案説明  
日程第 5 質疑

## 日程第 6 討論・採決

### 1. 議案件名

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 3 2 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### 1. 開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 4 4 4 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
- 目に青葉 山ほととぎす 初がつお と歌われているように、風薫るさわやかな季節となりました。議員各位におかれましては、本日は早朝からご参集を賜り、まことにありがとうございます。
- さて、本臨時会に付議されます案件は、報告 1 件、議案 1 件の計 2 件であります。
- 何とぞ、議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。
- ただいまの出席議員数は 1 5 名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第 4 4 4 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。
- なお、本日の議会に高井議員が欠席という届けが出ておりますので、報告しておきます。
- これから本日の会議を開きます。
- なお、日程に入る前に、4 月 1 日付で職員の異動があり、その内容についてはご承知のことと思いますが、このたび新しく技監になられました西川技監、課長になられました福永企画財政課長及び豊國まちづくり課長からごあいさつを受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- それでは西川技監、よろしくお願いいたします。
- 技 監 おはようございます。
- 4 月 1 日付で技監兼福崎駅周辺整備推進室長として着任いたしました西川でございます。
- 私は産業課・まちづくり課・下水道課の 3 課及び福崎駅周辺整備推進室を所管しております。
- 着任から 2 カ月弱が経過いたしました。この間、職務で町内各所を回っております。圃場整備、下水道整備につきましては着実に進められており、道路整備につきましても中島井ノ口線がこの秋に供用を開始いたします。しかしながら、福崎駅周辺整備につきましてもいまだ事業化のめどが立っていない状況にあり、駅前を通るたびに、何ともしも事業化のめどをつけなければならないとの思いを強くいたしておるところでございます。
- 微力ではございますが、福崎町の発展のため、駅周辺整備を初め、職務に精いっぱい取り組んでまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 どうもありがとうございました。
- 続きまして福永企画財政課長、どうぞ。

企画財政課長 失礼いたします。

4月1日付の辞令によりまして企画財政課長を拝命しました福永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがございますが、町民の皆様方が安心して暮らせるまちづくりのため、微力ではございますけれども努力をしておりますので、議員皆様方の温かいご指導、ご鞭撻、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして豊國まちづくり課長、どうぞ。

まちづくり課長 失礼します。

4月1日の人事異動によりまして、まちづくり課長を拝命いたしました豊國明仁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

微力ではございますが、一生懸命職務を全うしたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 続きまして、日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長が指名をいたします。

8番、難波靖通議員

9番、宮内富夫議員

以上の両君にお願いいたします。

### 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、本日1日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

### 日程第3 諸報告

議 長 次、日程第3は、諸報告であります。

第443回定例会閉会后、本日までの主要事項について、事務局から報告させます。

書 記 諸報告をいたします。報告の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。その中で、主なものを申し上げます。

4月1日、文珠荘において福崎町消防団分団長研修会が行われ、議長が出席いたしました。

4月12日、文化センターにおいて福崎町老人大学開講式が行われ、議長が出

席いたしました。

4月15日、姫学保育園において姫学保育園竣工式が行われ、議長初め議員多数が出席しました。

4月28日、柳田國男・松岡家記念館周辺において第6回民俗辻広場まつりが行われ、議長が出席しました。

5月13日、福崎東中学校において福崎町消防団消防操法大会が実施され、議長初め議員多数が出席しました。

5月20日、文化センターにおいて第30回福崎町美術展表彰式が開催され、議長が出席し、議長賞を授与してまいりました。

以上、報告とさせていただきます。

#### 日程第4 議案上程・提案説明

議長 次、日程第4は、議案の上程であります。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。これから、町長提案の議案に対する上程理由の説明を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第444回福崎町議会臨時会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

このたび提出いたしております議案は、報告1件、議案1件でございます。

報告は、福崎町町税条例の一部を改正するもので、地方税法等の一部を改正する法律の公布が3月31日であったため、議会を開く時間がなく、専決処分をさせていただきます。その承認を求めるものでございます。

議案第32号は、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。この件につきましては、3月議会で改正概要を説明し、了承を得ているところでございますが、このたび平成23年度の療養給付費の決算見込み、及び平成24年度の課税所得額並びに固定資産課税額がほぼ確定したため、それらの数値を用いて平成24年度の療養給付費の見直しや税率の試算を行い、5月15日の国民健康保険運営協議会で諮問し、答申を受け、本日の議案提案となったものでございます。

十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長 ただいま町長から上程議案の大要の説明が終わりましたので、これから議案番号順に詳細説明を求めてまいります。

それでは報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、及び議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての両案に対する詳細なる説明を担当課長から求めます。

税務課長 報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、及び議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、報告第4号についてでございますが、冒頭、町長の説明にもございましたように、上位法令であります「地方税法等の一部を改正する法律」が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。これを受けまして、福崎町町税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日に専決処分し、4月1日から施行するものでございます。

報告第4号資料11ページをお開きください。

専決処分をさせていただいた条例改正の概要をお示ししております。概要項目の下に上位法令の条項及び町税条例の条項を記載しております。

まず1点目は、年金所得者の申告手続きの簡素化についてでございます。

下の図でお示ししておりますとおり、地方税法の改正によりまして、年金保険者——特別徴収義務者に当たるわけなんです、保険者に提出する扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）の記載が追加されたことにより、控除を受けようとする場合の市町村への申告書の提出が不要となり、簡素化されたものでございます。

2点目は、下水道除害施設及び特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準額の特例措置の見直し及び延長についてでございます。

まず、下水道除害施設については、下水道の機能を妨げまたは損傷させる恐れのある下水を排出するものに対し、下水道法に基づき条例で設置を義務づけています。また、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設については、近年のゲリラ豪雨の発生と都市部の浸水被害防止対策の必要性からも、宅地造成等により雨水の浸透が阻害される行為を行う開発業者に対して、河川への流出雨水量の増加を防ぐために設置が義務づけられています。

今回の改正で、事業者の負担軽減を図ることから、法律の範囲内でそれぞれの自治体の実状に応じた対応ができ、固定資産税を——償却資産に当たるわけなんです、軽減できる特例措置の制度、これを地域決定型地方税特例措置——わがまち特例というんですが、これで対応することになり、平成23年度末までに設置されたものに対して行われていた適用期限が3年間延長されたもので、下水道除害施設については課税標準額の軽減率を4分の3に、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設については課税標準額の軽減率を3分の2にするものでございます。わがまち特例方式は、平成25年度分の課税から適用となります。

3点目は、固定資産税における負担調整措置についてでございます。

平成24年度は3年に1度の評価替の年に当たります。収税や税負担の変動状況を勘案し、負担調整の見直しを行っていますが、平成23年度で特例期限が切れることもあり、平成24年度から平成26年度の負担調整措置について改正されました。

概要につきましては、資料11ページ右側中段から資料12ページにお示ししておりますので順次、説明をさせていただきます。

まず、資料11ページ右側下段をごらんください。

商業地等に係る負担調整について、据え置き措置も含め継続し、3年間延長するものでございます。

内容につきましては、前年度課税標準額を評価額で除した割合が負担水準になるわけですが、その数値により負担調整措置が行われています。前年度課税標準額を評価額で除して得たものの割合が70%を超える商業地等については、評価額の70%を課税標準額とし、負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、課税標準額を前年度課税標準額に据え置きし、負担水準が60%未満の商業地等については、前年度課税標準額に評価額の5%を乗じて得た額を加えて算出した額を課税標準額といたします。ただし、その額が評価額の60%を超える場合は評価額の60%、評価額の20%を下回る場合には評価額の20%を課税標準額といたします。

また、課税標準額の上限を、評価額に60%以上70%未満の範囲内で条例で定める割合を掛けた分まで減額することができる措置についても、継続されることになっております。

資料12ページをごらんください。住宅用地に関する負担調整措置についてで

ございます。

前年度課税標準額を、評価額に住宅用地特例割合を乗じた数値で除して得たものの数値が負担水準になりますが、その割合が80%以上100%以下の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置を段階的に廃止し、平成24年度・25年度はその割合を80%から90%に、平成26年度については100%に引き上げられます。なお、その他の措置については平成21年度から平成23年度の措置を継続し、平成26年度まで延長されます。

新築住宅の特例につきましては、平成24年3月31日までに新築された住宅に適用することとしておりましたが、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することになりました。

続いて、農地に関する負担調整措置についてでございます。

一般農地・一般市街化区域農地の負担調整措置については、平成24年度から平成26年度においても措置が継続されます。ただし、一般市街化区域農地については前年度課税標準額を評価額に3分の1を乗じた数値で除して得たものの数値、すなわち負担水準の割合が70%から90%以上の段階に応じて負担調整が行われます。負担水準が70%未満の農地につきましては前年度課税標準額の1.1倍、負担水準が70%以上80%未満の農地については前年度課税標準額の1.075倍、負担水準が80%以上90%未満の農地については前年度課税標準額の1.05倍、負担水準が90%以上の農地については前年度課税標準額の1.025倍の負担調整が行われます。

その他、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けるための申告書類、東日本大震災に係る雑損控除等の特例及び被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の改正、固定資産税の減免事項の追加、条文の整備等でございます。

資料1ページから10ページに条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

この条例は平成24年4月1日から施行いたします。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が3月31日に公布されたのに伴い、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告第4号、専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、当初予算時に国民健康保険制度の改正概要をご説明申し上げたところでございますが、今年度は診療報酬の改定が行われ、本体でプラス1.379%、薬価改正でマイナス1.375%、全体では改定率はプラス0.004%のアップとなったこと、療養給付費と国庫支出金が34%から32%に引き下げられたこと等を説明させていただき、医療費の動向、被保険者の増減、経済情勢等を勘案し、予算時における税率として可決をいただいたところです。このたび、平成23年度の療養給付費の決算額、及び平成24年度の課税所得額及び固定資産課税額がほぼ確定したため、それらの数値を用いて税率の試算を行い、5月15日に国民健康保険運営協議会で諮問。答申を受け、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議案として提出させていただくことになりました。

改正案の作成に当たりましては、国民健康保険税の課税のあり方について研究を行い、その結果については国民健康保険運営協議会の意見も伺いながら、課税については所得割・資産割・均等割・平等割の4方式を継続。所得割と資産割からなる応能割と、均等割と平等割からなる応益割の標準的な割合と対比し、資産割の占める割合が大きい現状を踏まえ、その割合を下げる方向で当初予算も編成しており、改正案についても資産割を下げた当初予算の率と同率にいたしました。あわせて、均等割と平等割につきましては世帯への課税率——平等割を減じて、医療給付において益を得る被保険者への課税率——均等割の増を行い、全体として、現行税率で割合の高かった応益割から応能割にシフトした割合で標準的な課税割合に近づけた案としました。

後ほど事業勘定決算見込みの説明をさせていただきますが、平成23年度療養給付費の決算において剰余金が出る見込みとなったため、被保険者への税負担を最低限に抑えるため、事業勘定決算収支差引額5,295万円から2万円を翌年度に繰り越し、残額を財政調整基金に積み立てた後、療養給付費、一般、国庫支出金1,600万円、退職者医療に係る現年度分療養給付費1,200万円の計約2,800万円を翌年度に返金精算するために、平成24年度で予定しており、実質2,500万円の財政調整基金残の内、24年度に料金改定で値上げされる介護保険料及び後期高齢者医療保険料の被保険者負担の軽減となるべく、2,500万円の2分の1に相当する額を税率引き下げの財源に充当させていただき、当初予算と比較し、医療分として所得割で0.1%、平等割で800円を引き下げ、介護分として所得割で0.2%、平等割で400円をそれぞれ引き下げた改正案とさせていただきます。

以下、議案資料によりご説明申し上げます。

まず、議案資料4ページをごらんください。

先ほどの説明で少し触れさせていただきましたが、平成23年度国民健康保険特別会計事業勘定決算見込みの歳入分でございます。

保険税で現年度徴収率を95.9%と見込み、過年度徴収分と合わせ3億9,930万円。国庫支出金、療養給付費及び前期高齢者共同事業のそれぞれ交付金、県支出金及び繰入金等、合計で19億2,755万5,000円。対前年度決算比4.45%の増となっております。

資料5ページをお開きください。

一方、歳出では、約70%を占めます保険給付費は、前年度決算比0.99%増の12億9,981万6,000円。後期高齢者支援金、共同事業拠出金等を含め、合計18億7,460万5,000円、対前年度決算比2.08%の増となりました。差額につきましては先ほどご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

資料6ページをごらんください。

資料6ページでは、保険給付費の月別状況をお示ししております。表の左欄は年間の世帯数、被保険者数の異動状況で、加入世帯数は月平均2,667世帯。下の表、平成22年度の2,654世帯と比べ13世帯の増。被保険者数は月平均4,768人で、昨年度より17人減少しております。その右の欄の療養給付費、高額療養費等は前ページ、事業勘定の歳出の保険給付費決算見込み額Bの額と同額となっております。

資料7ページをお開きください。

資料7ページには、平成18年度から年度ごとの国保加入状況、療養給付費の状況、高額療養費の状況、介護納付金、後期高齢者納付金の状況をお示ししてお

ります。

国保加入状況につきましては、平成18年度から平成23年度は月平均の実績数で、24年度は月平均の見込み数を計上しております。

平成23年度療養給付費の一般分と退職分の合計額は約11億3,548万円で、対前年度比0.8%増。1人当たりでは23万8,146円で、対前年度比1.2%の増となっております。高額療養費の一般分と退職分の合計額は1億3,667万円で、対前年度比5.1%の増となっております。

8ページをお開きください。

8ページには、国民健康保険運営協議会に諮問いたしました税率改正案と、ページ右には諮問案に対する答申の写しをつけております。

9ページをお開きください。

このページからは、答申をいただいた税率に関する資料でございます。

まず、ページ上段には、国保税条例第3条から第9条の3の改正内容をお示ししております。冒頭にご説明しました内容により、医療保険分につきましては、所得割と資産割からなる応能割と、均等割と平等割からなる応益割の比率を対比し、能力に応じて負担いただく所得割は4.3%から6.1%に、現行25%で課税している資産割は15.1%としました。あわせて、均等割と平等割につきましては、世帯への課税率——平等割を減じて、2万2,800円から1万5,900円とし、医療給付において益を得る被保険者への均等割を2万1,000円から2万2,700円に増額し、全体として現行で割合の高かった応益割から応能割の率を、現行53.8対46.2から48.4対51.6とし、標準的な課税割合50対50に近づけた案とさせていただきます。なお、表中の括弧内は23年度の税率をお示ししております。

同様に、後期高齢者支援分の所得割は1.7%から2.4%に、資産割を6%から5.7%に、均等割を6,600円から8,600円に。平等割については7,800円から6,400円としました。

また、介護分の所得割は1.6%から2.6%に、資産割を12%から8.6%に、均等割を7,200円から9,400円に、平等割については7,200円から4,700円にさせていただきます。

下段の表は保険税の軽減区分をお示ししております。軽減区分として、「通常の税額」、その下の欄にAとして、前年所得が33万円以下の「7割軽減世帯」、Bとして、前年所得が33万円プラス24.5万円に世帯主を除く被保険者及び世帯主を除く特定同一世帯所属者数を掛けたものを「5割軽減」、Cとして、前年所得が33万円プラス35万円掛ける世帯主を含む被保険者及び特定同一世帯所属者数の「2割軽減」の、それぞれ軽減後の額をお示ししております。なお、表中の括弧内は、改正前の軽減後の額をお示ししております。

10ページをお開きください。

3段に分けて表でお示ししております。上段につきましては、現行税率での徴収見込額と、右の欄に改正税率での徴収見込額とその比較。中段は、24年度当初予算時での徴収見込額と、改正税率での徴収見込額とその比較を金額と率でお示ししております。現行税率での徴収見込額と改正税率での徴収見込額との差は、医療分・支援分・介護分の合計で2,770万円、率にして7.15%の増となります。

また、24年度当初予算時での徴収見込額と改正税率での徴収見込額との差は、医療分・支援分・介護分の合計で628万9,000円の減、率にして1.49%の減となります。



ちなみに、現行税率と24年度当初予算税率での徴収見込額との差は、合計で3,398万9,000円、率にして8.77%の増となっていたところでございます。

次ページをお開きください。

11ページからの資料は、国民健康保険税の基礎課税分の内容をお示ししております。

上段中央(2)の基礎数値は、平成24年4月1日現在の世帯数及び被保険者数値とし、所得割課税標準額及び資産割課税標準額は、平成24年度に用います分の基礎数値。その下段、左側の欄には現行税率での積算と中央欄の改正案での積算、右欄はその比較表を表しております。

医療分についてですが、税額で1,590万円、率にして5.9%の増となります。表の下段に記載されている現行での応益割は53.84%であり、改正案では48.38%と、標準比率に近づいています。また、1世帯当たりの課税調定額が、諮問案では5,912円増の10万6,210円、1人当たりでは3,332円増の5万9,837円となっております。

資料12ページをお開きください。

後期高齢者支援金分についても同様の記述をさせていただいております。税額では1,765万円、率にして19.62%の増となります。表の下段に記載されている現行での応益割は52.59%、改正案では49.50%となっております。1世帯当たりの課税調定額が、6,564円増の4万15円、1人当たりでは3,697円増の2万2,543円となっております。

13ページをお開きください。

13ページは介護納付金分についてでございます。同様の記述でございますが、税額では600万円、率にして15.19%の増となります。下段に記載されております応益割は53.36%であり、改正案では47.63%となっております。また、1人当たりの課税調定額が4,464円増の3万3,854円、1人当たりでは3,492円増の2万6,484円となっております。

14ページをお開きください。

保険税における平成19年度からの軽減の基準額範囲、課税最高限度額、税率の推移を医療分・後期高齢者支援金分、15ページに介護分として、それぞれ過去からの推移を表にしてお示ししておりますので、ご参照ください。

16ページと17ページには、平成20年度から平成24年度までの中播地区各市町の年間平均世帯数及び被保険者数、保険税調定額、1世帯及び1人当たりの課税額を医療分・後期高齢者支援金分・介護分に分けてお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページに戻っていただきたいと思います。

資料1ページから3ページには、今回改正します保険税率に関係します条文の内容について、左欄に改正条項を、中央欄に改正内容を、右欄に現行の内容をお示ししております。

また今回、地方税法の改正に伴い、住民税不申告者の過料の額が3万円から10万円に引き上げられたのに伴い、国民健康保険税についても条例第28条において同様に引き上げ、附則第16項では東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。

報告第4号、議案第32号につきまして、ご審議をいただき、ご賛同賜ります

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、両議案の提案説明を終わらせていただきます。

議 長 以上で、議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

#### 日程第5 質疑

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ごございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

議 長 ごございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、議案に対する質疑を終結し、次の日程に進みます。

#### 日程第6 討論・採決

議 長 次の日程は、討論・採決であります。

議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第32号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、第444回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて第444回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、第444回福崎町議会臨時会はこれにて閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案のありました議案に対し、慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

月がかわりますと6月議会が招集されます。議員各位並びに当局の皆様には、何とぞご自愛の上、町政発展のため一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。閉会のごあいさつといたします。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

農繁期を目前に控えました大変忙しい時期でありましたけれども、臨時議会を招集いたしましたところ、ご参加いただきまして、慎重な審議の上、専決処分そして議案についても了承をいただきましたことは、大変うれしい限りでございます。

皆様方におかれましては、大変忙しい毎日であろうと思っておりますけれども、健康にご留意され、また6月議会によろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時14分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成24年5月25日

福崎町議会議長 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 難 波 靖 通

福崎町議会議員 宮 内 富 夫